

DX時代における クリエイターへの適切な対価還元方策について

令和4年2月
文化審議会著作権分科会 基本政策小委員会

検討の趣旨

- 令和3年7月に文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問。
- 当該諮問文では、審議事項「2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について」において、**デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議**が要請されている。
- 本要請を踏まえ、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元の**実態等を把握すべく、調査を実施**。（調査名：デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査）

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について（令和3年7月19日） 諒問抜粋

2. DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

第二は、DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策についてです。

先に述べたとおり、新たな技術の出現・革新により、著作権侵害の態様も多種・多様なものに変化しています。今後の著作権侵害に対する実効的救済及び我が国のコンテンツの海外展開について御審議願います。

コンテンツの流通・利用が国内外に多様化する中で、クリエイターへの適切な対価還元の在り方も検討していく必要があります。例えば、コンテンツの創作・流通・利用及びそこからの収益の各側面の基盤として大きな社会的役割を果たしているデジタルプラットフォームサービスについては、サービス事業者とクリエイターの間にバリューギャップがあるとの指摘があります。また、各クリエイターとそのコンテンツを流通・利用に供する事業者との契約の在り方についての課題も指摘もされています。

このため、クリエイターと各種事業者の関係性の実態や状況を踏まえ、著作権制度・政策での対応が必要・可能なものについて、他の法制度や運用との関係に留意しつつ、御審議願います。

本調査における対象分野

- 本調査では、音楽分野においてデジタルプラットフォームの影響が拡大していること、また、音楽分野にてクリエイターへの対価還元が十分になされていないのではないかとの国際的な問題提起がなされていることを鑑み、音楽分野を対象とした。
- デジタルプラットフォームにおける音楽配信には、ビジネスモデルとして、**ユーザーアップロード型**、**サブスクリプション型**、**ダウンロード型** の3つが存在。このうち**ダウンロード型**は、日本における音楽の聴取方法としての利用割合が年々減少傾向。
- こうした現状を踏まえ、デジタルプラットフォームにおける音楽配信のうち、**ユーザーアップロード型**及び**サブスクリプション型**に主眼を置いて調査。

< デジタルプラットフォームにおける音楽配信ビジネスモデル >

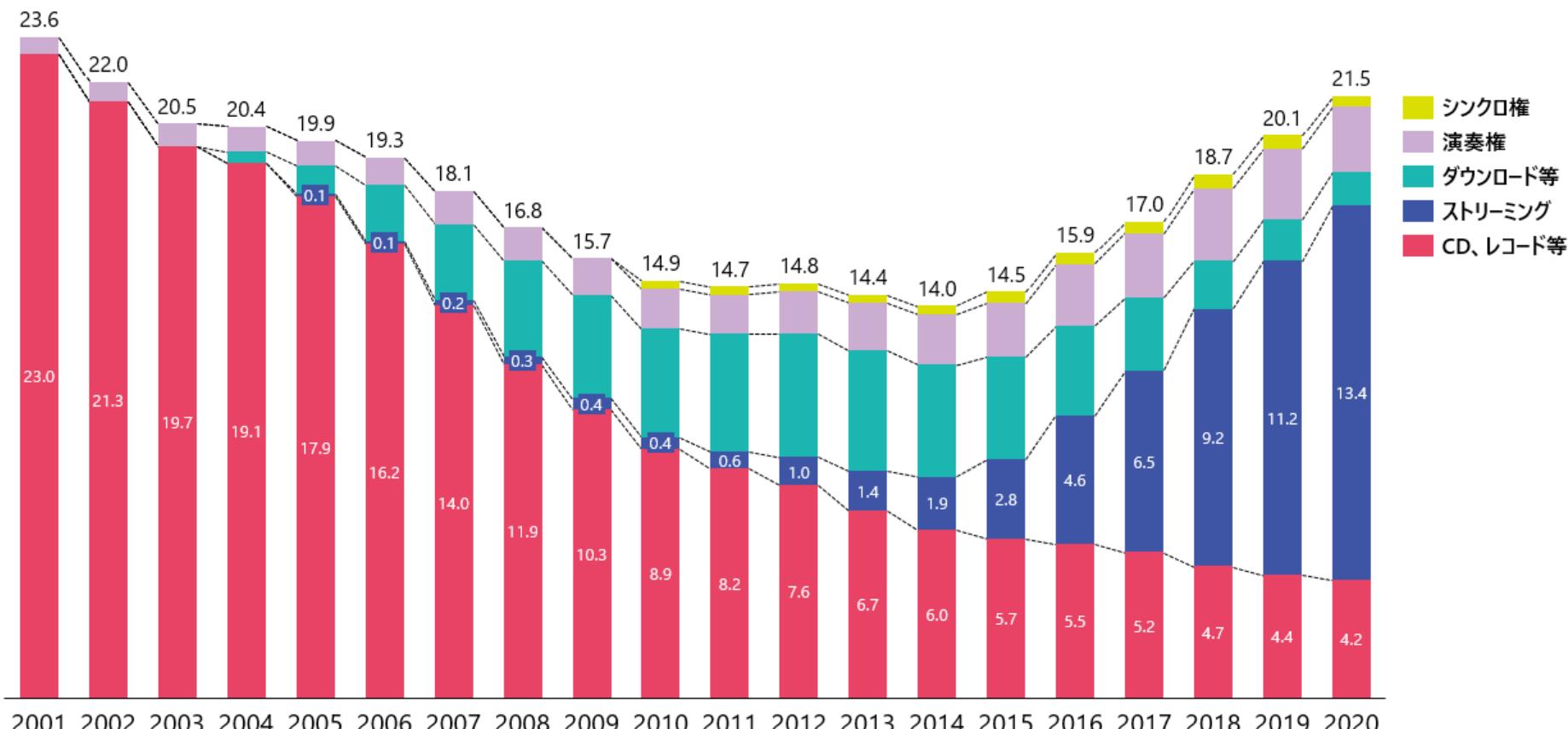
コンテンツのアップロード主体	デジタルプラットフォーム事業者の収益源	コンテンツの特徴
ユーザーアップロード型	利用者 広告収入 ※一部、ユーザー課金によるものあり。	主に動画コンテンツ 音楽以外にもニュース、スポーツ等の幅広い種類が含まれる
サブスクリプション型	デジタルプラットフォーム事業者 サブスクリプション料金 ※一部、広告収入によるものあり。	主に音声コンテンツ
ダウンロード型	デジタルプラットフォーム事業者 都度課金等	主に音声コンテンツ

(参考) 世界における音楽市場の動向

- 国際レコード連盟（IFPI）「IFPI Global Music Report 2021」によると、**パッケージ販売（CD、レコード等）の売上は世界的に減少傾向**。一方で、デジタルプラットフォームを介した**ストリーミングの売上が増加している**。
- 直近の**2020年**では、世界の音楽市場のうち**ストリーミングが62.3%**と、**パッケージ販売の19.5%**を大きく上回っている。

単位：億ドル（米）

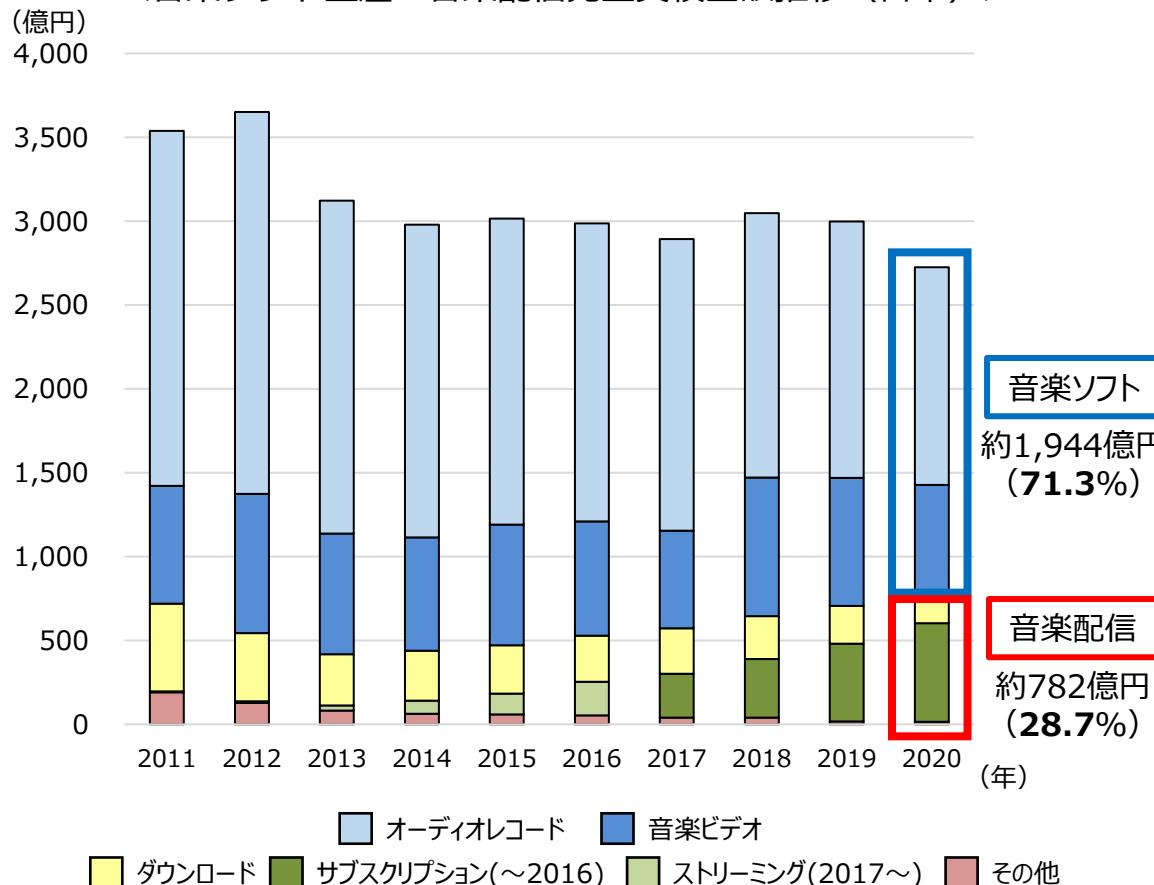
< 世界の音楽市場の売上推移（2001–2020）>



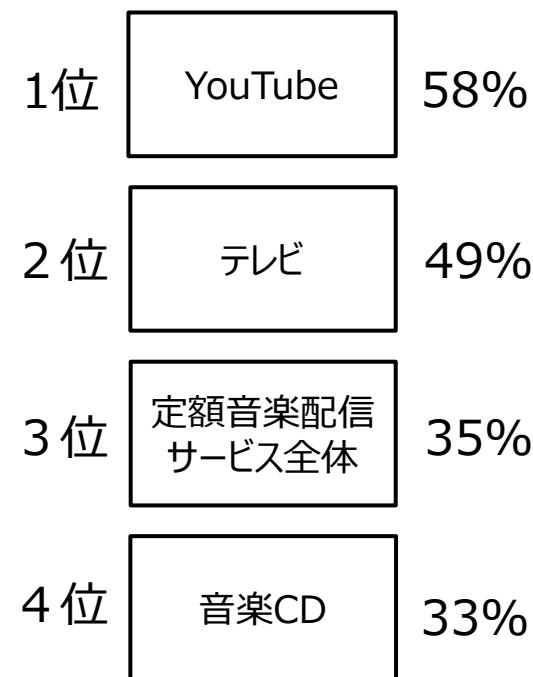
(参考) 日本における音楽市場等の動向

- 「日本のレコード産業2021」(日本レコード協会)によると、日本では、音楽ソフト・音楽配信金額(2020年)全体のうち、音楽ソフト(オーディオ、音楽レコード)が71.3%、残りの28.7%は音楽配信と、依然として**CD等の売上が大部分を占めている**。
- 一方で、「2020年度音楽メディア実態調査」(日本レコード協会)によれば、**音楽利用者(ユーザー)**による**聴取手段**は、**CDから音楽配信へ移行**していることが確認できる。

<音楽ソフト生産・音楽配信売上実績金額推移(日本)>



<音楽の聴取方法(2020年)上位>



具体的な調査内容・方法

【デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査】

- 我が国におけるデジタルプラットフォーム上の対価還元に係る実態を把握するため、**クリエイターの作品を使用する利用者（音楽配信デジタルプラットフォーム事業者）**と、**当該作品の権利を有する権利者（・著作権等管理事業者）**を対象にヒアリングを実施。
- クリエイターへの対価還元について、以下の3つの切り口として調査・整理。

調査事項1：ユーザーアップロード型サービスにおける実態

調査事項2：サブスクリプション型サービスにおける実態

調査事項3：ユーザーアップロード型とサブスクリプション型の対価差異

【国内外における関係法令等の対応調査】

- 欧州を中心とした著作権・著作隣接権に關わる法制度及び、その運用に係る状況を対象としつつ、著作権領域以外のデジタルプラットフォーム規制のうち、適切な対価還元に資するものについても調査の対象として、文献調査及び有識者へのヒアリング調査を実施。

※ 具体的な調査項目は、「DSM著作権指令」、「DSM著作権指令に基づいて制定されたEU加盟国の国内法」、「その他関連動向規制等」。

この資料では、デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元の実態
(上記赤枠：調査事項1・2) のうち事実関係を中心に概要をとりまとめた

(参考) ヒアリング実施者 一覧

【デジタルプラットフォームにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態調査】

権利者（著作権等管理団体）

- ・ 一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）
- ・ 株式会社 NexTone
- ・ 一般社団法人 日本レコード協会（RIAJ）
- ・ 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター（CPRA）

権利者（クリエイター）

- ・ 一般社団法人 日本音楽作家団体協議会（FCA）

デジタルプラットフォーム事業者 ※ヒアリング実施者が非公表を希望

有識者

- ・ 一般社団法人 日本ネットクリエイター協会（JNCA）専務理事 仁平 淳宏
- ・ 慶應義塾大学 法学部 教授 田中 辰夫
- ・ 骨董通り弁護士事務所 弁護士 福井 健策

【国内外における関係法令等の対応調査】

有識者

- ・ 一橋大学大学院法学研究科 准教授 生貝 直人
- ・ 獨協大学法学部法律学科 教授 張 睿暎
- ・ 明治大学 情報コミュニケーション学部 専任教授 今村 哲也

デジタルプラットフォームにおける著作権・著作隣接権に係る対価還元の構造及び実態を踏まえ、クリエイターへの適切な対価還元について、どのような視座・視点で検討を深めていくべきか。

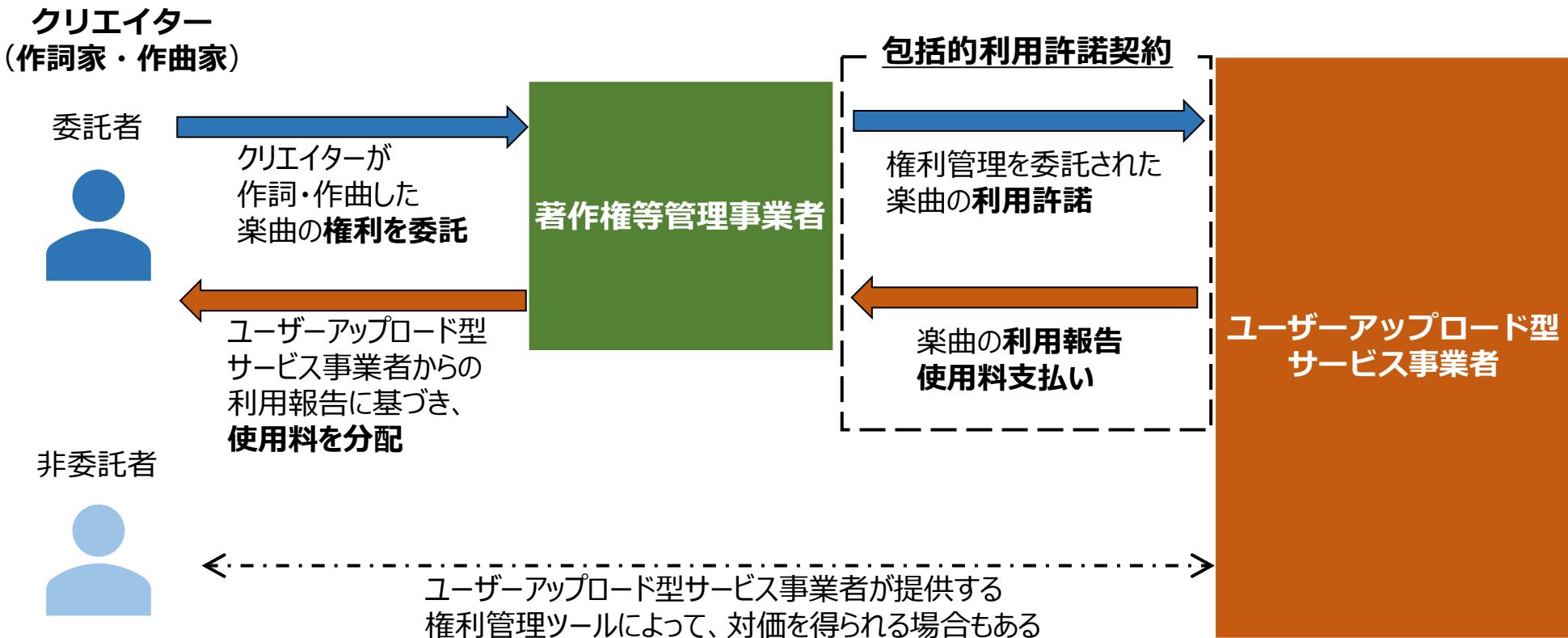
デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元 に関する実態調査

- **著作権**に係る対価還元の実態
- **著作隣接権**に係る対価還元の実態

著作権に係る対価還元の構造（全体像）【ユーザーアップロード型】

- 著作権等管理事業者は、ユーザーアップロード型サービス事業者と包括的利用許諾契約を締結。著作権等管理事業者に権利管理を委託された楽曲が利用された場合は、当該契約に基づきサービス事業者から使用料が支払われ、最終的にクリエイターに分配される。

< ユーザーアップロード型サービスにおける著作権に係る対価還元の構造 >



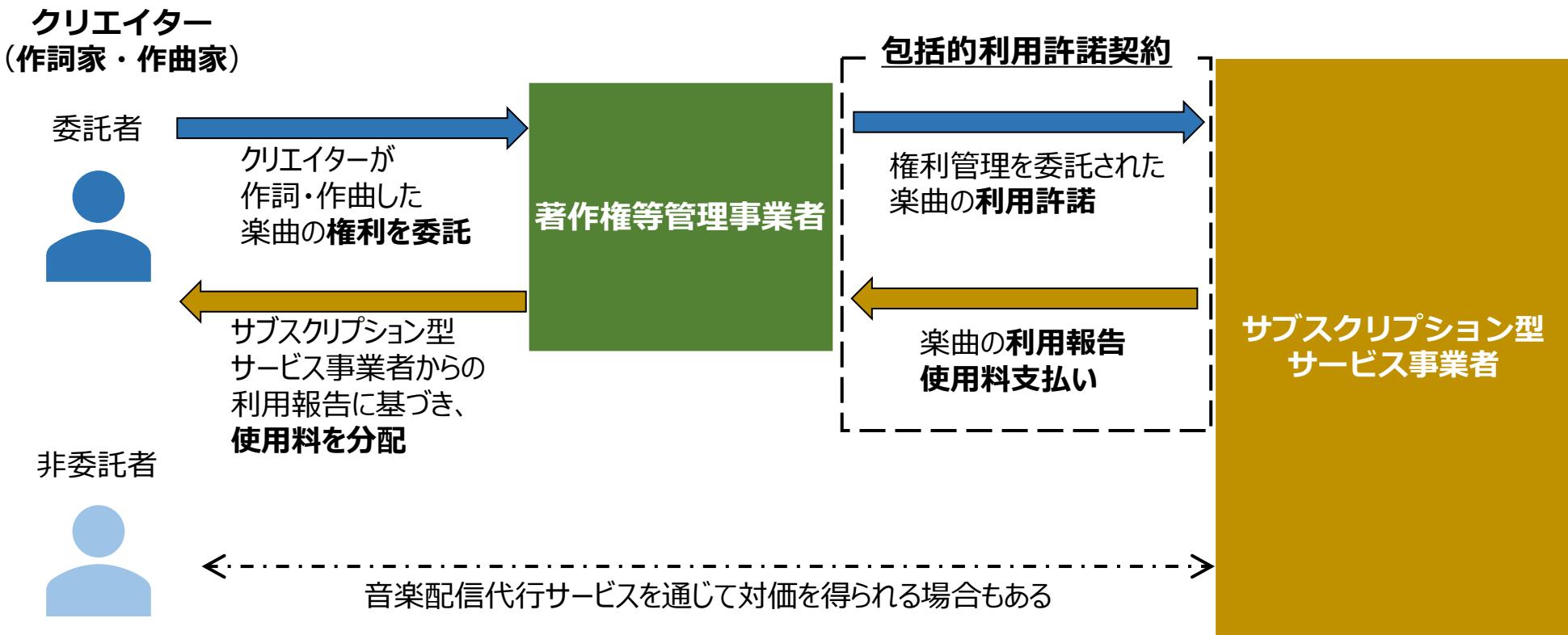
※ 1 委託者：著作権等管理事業者に著作権を委託しているクリエイター。 非委託者：著作権等管理事業者に著作権を委託していないクリエイター。

※ 2 著作権等管理事業者とクリエイターの間に音楽出版社が存在する場合もある。

著作権に係る対価還元の構造（全体像）【サブスクリプション型】

- 著作権等管理事業者は、サブスクリプション型サービス事業者と包括的利用許諾契約を締結。著作権等管理事業者に権利管理を委託された楽曲が利用された場合は、当該契約に基づきサービス事業者から使用料が支払われ、最終的にクリエイターに分配される。

< サブスクリプション型サービスにおける著作権に係る対価還元の構造 >



※1 委託者：著作権等管理事業者に著作権を委託しているクリエイター。 非委託者：著作権等管理事業者に著作権を委託していないクリエイター。

※2 著作権等管理事業者とクリエイターの間に音楽出版社が存在する場合もある。

※3 TuneCore等の事業者が音楽配信代行サービスを提供している。

- 著作権等管理事業者へのヒアリングによると、包括的利用許諾契約の締結に当たり、個々の音楽コンテンツの利用実態に即した使用料規程上の利用区分等に則り、使用料を評価・適用している。
- 使用料規程及び使用料それぞれの法的な整理と実態は以下のとおり。

使用料規程（法的な整理）

- 著作権等管理事業法上、著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、また変更するに当たり、利用者又はその団体からあらかじめ意見聴取するように努めなければならないとされている。
- さらに、指定著作権等管理事業者は、著作権等管理事業法上、利用者代表（利用者の利益を代表すると認められる者）から使用料規程に関する協議の求めがあった場合は、応じる義務がある。

（→）実際には、JASRACとNexToneのいずれも、インタラクティブ配信に係る利用者代表団体であるネットワーク音楽著作権連絡協議会（NMRC）に意見聴取を実施、協議している。

使用料（法的な整理）

- 著作権等管理事業法上、著作権等管理事業者は、使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならないとされている。
- （→）実際に、各デジタルプラットフォーム事業者と締結される包括的利用許諾契約において、使用料規程に定める使用料の額を上限として、具体的な額が決定される。

- 著作権等管理事業者とデジタルプラットフォーム事業者間の包括的利用許諾契約は、秘密保持契約として締結されていることから、第三者がその内容を直接的に把握することは不可能な状況。
- 本調査におけるヒアリングでは、**関係当事者（著作権等管理事業者・デジタルプラットフォーム事業者）**からは次のような意見。

著作権等管理事業者

- **使用料規程の範囲内で、各サービスの特性を考慮したうえで、デジタルプラットフォーム事業者との交渉を行うことにより、適切な対価還元が実現できるよう努めている。**
- デジタルプラットフォーム事業者との協議において要望を受けて対応するケースは、**権利者の利益を棄損することがなく、状況や妥当性を勘案して、合意する契約もある。**
- デジタルプラットフォーム事業者が提供する**サービスやコンテンツの変化が激しい**ことから、**契約を隨時更改し、使用料に反映している。**
- 新たな利用区分等における**使用料率の決定**に際しては、**既存の使用料率に係る議論を参考**にする。
- デジタルプラットフォーム事業者に限定されないステークホルダーとも交渉した結果に基づいて具体的な**使用料の額が決定される**ため、デジタルプラットフォーム事業者のみが影響を及ぼしているとは限らない。

デジタルプラットフォーム事業者

- 著作権等管理事業者が定める使用料規程に基づいて使用料の支払いを行っており、自社が権利者よりも優位的な地位にあるとは思っていない。

- 著作権等管理事業者に権利管理を委託しているクリエイター（委託者）及び有識者からは、次のような意見。

クリエイター

- 著作権等管理事業者とデジタルプラットフォーム事業者との具体的な交渉や契約内容については、クリエイターに開示されず、対価還元の仕組みや計算方法が不透明。
- ある著作権等管理事業者とデジタルプラットフォーム事業者の包括的利用許諾契約における著作権使用料率は、秘密保持契約の機密事項に当たるとして、（権利管理を委託している）クリエイターが著作権等管理事業者に公開請求をしても、開示されない場合が多い。
- 著作権等管理事業者の一般会員であるクリエイターについては、使用料規程の策定に当たり、関与できる機会は最終段階の総会の場に限られているなど、総じて直接関与する機会は非常に乏しい。
- デジタルプラットフォーム事業者とクリエイターの関係では、包括的利用許諾契約に基づく著作権使用料の支払いについて、直接クリエイターが説明を受ける機会はなく、作詞家・作曲家の団体であっても、ユーティリティ・デジタルプラットフォーム事業者との関わりがない。

有識者

- クリエイターへの対価の適切性を検討するに当たって、まずはデジタルプラットフォーム事業者に対して対価還元に関する情報の開示を求めるべきではないか。

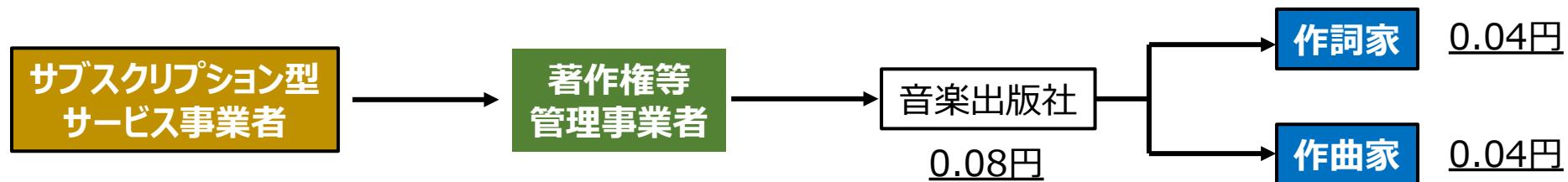
著作権使用料の具体的な額について

- クリエイターからは、サブスクリプション型サービスにおける著作権使用料の具体的な額について、次の情報・見解が得られた。ただし、今回ヒアリングで得られた一見解であることに留意が必要。
- なお、ユーザーアップロード型サービスにおける著作権使用料の具体的な額については、今回のヒアリングでは得られていない。

ある時期における1楽曲1再生当たりの著作権使用料（一例）

- 今回調査でクリエイターから得られた情報では、あるサブスクリプション型サービス事業者の場合、ある時期における1楽曲の著作権使用料は、1再生当たりに換算すると、0.16円と試算。
※ 著作権使用料の具体的な額は、サブスクリプション型サービス事業者によっても異なるとのことであった。ここで例示しているのは、具体的に分配に関する情報のあったケースである点に留意。
- 上記の著作権使用料は、音楽出版社・作詞家・作曲家の三者にそれぞれ分配される。
※ 音楽出版社・作詞家・作曲家間の使用料の分配率は、実際は三者間における取り決めによるため、以下は今回ヒアリングに基づく一例である。

＜著作権使用料の分配の流れ（一例）＞



著作権使用料の具体的な額について

著作権使用料の具体的な額（一例）に対する見解

- 仮に、クリエイター（作詞家・作曲家）が受け取る1楽曲1再生当たりの著作権使用料を（前述の）0.04円と仮定した場合、**100万回再生でようやく4万円**。
- **一般的な楽曲の再生数は1万回程度**であり、**100万回再生を達成することは、相当程度難しい**。
※ 一般的な楽曲の再生数：1万回の場合、1再生0.04円で機械的に試算すると作詞家・作曲家それぞれが受け取る著作権使用料は400円。
- 以下に例示する2つのケースであっても、**その人気に反してクリエイターが受け取ることのできる額は安価ではないか**。

- 例えば、ある人気歌手が歌う人気のある映像コンテンツの楽曲がリリースされた際、300万回再生（調査時点）を記録。
(→) この場合、著作権使用料0.04円と仮定して機械的に計算すると、当該楽曲に携わった作詞家が受け取る著作権使用料は、12万円。
- 歌手であり作詞家でもある人物による、人気のある映像コンテンツの楽曲が11万回再生（調査時点）を記録。
(→) この場合、著作権使用料0.04円と仮定して機械的に計算すると、ある人物が作詞家として受け取る著作権使用料は、4,000円程度。

※ なお、使用料に対するクリエイター以外のステークホルダーの意見・見解は、p12及びp13に記載している。

デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元 に関する実態調査

- **著作権**に係る対価還元の実態
- **著作隣接権**に係る対価還元の実態

著作隣接権に係る対価還元の構造（全体像）【ユーザーアップロード型】

- 著作隣接権に係る対価還元については、コンテンツを保有するレコード会社ごとの戦略の相違等から、**各々のレコード会社がユーザーアップロード型サービス事業者とライセンス契約を締結**。利用許諾を与えた楽曲が利用された場合には、当該契約に基づき使用料（印税）が支払われ、最終的にクリエイターに分配される。

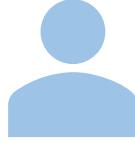
＜ユーザーアップロード型サービスにおける著作権に係る対価還元の構造＞

クリエイター
(実演家)

委託者



非委託者



レコード会社

権利譲渡

ユーザーアップロード型
サービス事業者からの
利用報告に基づき、
使用料を分配

ライセンス契約

権利を譲渡された
楽曲の**利用許諾**

楽曲の**利用報告**
使用料支払い

ユーザーアップロード型
サービス事業者

ユーザーアップロード型サービス事業者が提供する
権利管理ツールによって、対価を得られる場合もある

※1 委託者：レコード会社と専属実演家契約を締結している実演家。 非委託者：レコード会社と専属実演家契約を締結している実演家。

※2 レコード会社とクリエイターの間に芸能事務所などが存在する場合もある。

著作隣接権に係る対価還元の構造（全体像）【サブスクリプション型】

- 著作隣接権に係る対価還元については、コンテンツを保有するレコード会社ごとの戦略の相違等から、**各々のレコード会社がサブスクリプション型サービス事業者とライセンス契約を締結**。利用許諾を与えた楽曲が利用された場合には、当該契約に基づき使用料（印税）が支払われ、最終的にクリエイターに分配される。

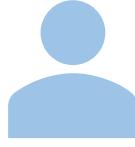
< サブスクリプション型サービスにおける著作権に係る対価還元の構造 >

クリエイター
(実演家)

委託者



非委託者



レコード会社

権利譲渡

サブスクリプション型
サービス事業者からの
利用報告に基づき、
使用料を分配

ライセンス契約

権利を譲渡された
楽曲の利用許諾

楽曲の利用報告
使用料支払い

サブスクリプション型
サービス事業者

音楽配信代行サービスを通じて対価を得られる場合もある

※1 委任者：レコード会社と専属実演家契約を締結している実演家。 非委任者：レコード会社と専属実演家契約を締結している実演家。

※2 レコード会社とクリエイターの間に芸能事務所などが存在する場合もある。

※3 TuneCore等の事業者が音楽配信代行サービスを提供している。

ライセンス契約に基づく著作隣接権使用料の還元について ヒアリング結果

- 著作隣接権使用料の還元に関して重要となる、各レコード会社とデジタルプラットフォーム事業者とのライセンス契約について、今回のヒアリングで明らかとなった実態は次のとおり。
 - 各レコード会社の規模は大小様々であり交渉力も異なることから、契約条件に差異が生じやすいのではないか。特に、比較的規模が小さいインディーズレベルにおいては、そもそもデジタルプラットフォーム事業者とライセンス契約を締結すること自体が難しくなっている現状にある。
 - この点については、インディーズレベルのための世界的なデジタル権利管理団体（Merlin）が、世界各地のインディーズレベルを代表して利益分配率や契約条件について、デジタルプラットフォーム事業者に対して交渉を行っている。
※ 日本の複数のインディーズレベルがMerlinの会員となっている。
- なお、レコード会社ごとの契約内容の差異のみならず、サブスクリプション型サービス事業者ごとに使用料の支払い額が大きく異なる特徴があるとの指摘もあった。具体的に、大手のサブスクリプション型サービス事業者の方が安価な傾向、1楽曲1再生当たりで、著作隣接権使用料は0.5～2.5円程度の幅がある。

このように、著作権隣接権に係る対価還元は、個別性が高い状況となっており、関連して次のような意見。

<ユーザーアップロード型サービスがプロモーションではなく、実質的な音楽の聴取手段となっている>

- レコード会社とアーティストそれぞれにおいて、ユーザーアップロード型サービスの捉え方に相違がある。

レコード会社

作品のプロモーション効果は否定しない一方、売上低下を懸念

実演家・芸能事務所

売上低下よりも、プロモーションの一環、ライブへと繋がるものと捉える傾向

- ユーザーアップロード型サービスをどのように位置づけるかによって、各ステークホルダーの期待する対価にも差異が生じうことから、対価還元の適切性を一概に評価することは困難との見方も示された。

＜その他：実演家とレコード会社間の対価還元＞

- 著作隣接権に係る対価還元について、各レコード会社とデジタルプラットフォーム事業者との関係以外にも、実演家とレコード会社間の対価還元についても指摘。今回調査において、得られた意見・見解は次のとおり。
- **ストリーミング配信**では、レコード会社に**実演家の送信可能化権が譲渡されることが多い**、**送信可能化権に係る対価は、実演家とレコード会社の契約に基づき支払われる**。メインの実演家には売上の1～3%が分配され、それ以外の実演家（サポートミュージシャン）のおいては0%（買切り）。
- ※ 放送・有線放送に関する商業用レコードの二次使用料は、（著作権等管理事業者である）レコード協会及び日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターそれぞれによる集中管理を通じて、実演家とレコード会社のそれぞれに使用料が同等に分配されている。
- **これに対して**、音楽の販売価格には、アーティストのプロモーション費や育成費が含まれていることや、ライブを開催する際には、レコード会社が一定割合の費用を負担しているなど、アーティストを世に出すためには、多くの手間とコストが費やされており、こうした事情が**契約上の対価還元率にも関わるため、商業用レコードの二次使用とは根本的に構造が異なる**との指摘もあった。